

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待の相談件数は年々増加し、子どもの命が失われる痛ましい事件が発生しています。

▼児童虐待とは？

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、首を絞める、戸外に締め出すなど	ネグレクト 家に残して外出する、食事を与えない、学校に行かせない、車中に放置するなど
心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、兄弟間の差別、子どもの前でDVを行うなど	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

▼こんなサインを出しているかもしれません

- ・いつも子どもの泣き叫ぶ声や怒鳴り声がある
- ・不自然な傷やけががある
- ・衣服やからだがいいつも汚れている
- ・夜遅くまで一人で家の外にいる
- ・親が地域などとの交流が少なく、孤立している
- ・子育てに強い不安や悩みを抱えている

虐待かもと思ったら、すぐにお電話ください

いちはやく

189 (児童相談所全国共通ダイヤル)

または **95-0162** (家庭児童相談室)

あなたの連絡が子どもを守ることにつながり、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

※連絡は匿名で行うこともできます。

※連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

▼子育ての不安や悩みがあったら

子育ての不安や悩みは、誰もが抱えています。1人で抱え込まず、身近な人や相談機関(子育て支援センター、保健センター、家庭児童相談室、刈谷児童相談センター)に相談しましょう。

問 子ども課 家庭児童相談室 (☎95-0162)

11月は「子育て応援の日(はぐみんデー)普及推進月間」 ～毎月19日ははぐみんデー～

毎月19日は、育児のいく(19)とかけて、「子育て応援の日(はぐみんデー)」です。毎日が子育てに優しい日になるように、家庭で、職場で、地域で、できることから子育て応援に参加しましょう。

家庭では

- 早く帰宅し、家族で協力して家事育児を行いましょ
- 家族そろって食事をとにし、だんらんの機会をつくりましょ

職場では

- 子育て中の仲間が気兼ねなく退社できるよう声をかけましょ

地域では

- 妊婦さんや乳幼児連れの人に親切にましょ
- 電車やバス等で席を譲る、ベビーカーの移動のお手伝い、ドアの開閉の補助など、子育て中の方が外出しやすいように応援ましょ



市では、子育て家庭を地域全体で支える「子育て家庭優待事業」を愛知県と協働で実施しています。この事業の一環として、子育て世代の皆さんに協賛店舗で様々な特典を受けることができる「はぐみんカード」を配布しています。詳細は市ホームページをご覧ください。



※はぐみんカードは、お子さんが満18歳に達して最初の3月31日まで利用できます。

協賛店舗・施設募集中！

子育て家庭優待事業に協賛いただける店舗・施設を随時募集しています。協賛を希望する場合は子ども課子育て支援係へご連絡ください。

問 子ども課 子育て支援係 (☎81-5500)

